

学術研究論文発表会論文、一般研究論文、質疑討論 応募規程

1. 適用

本規程は日本都市計画学会における学術研究論文発表会論文（以下、発表会論文という）および一般研究論文、質疑討論、質疑討論に対する回答討論（全てを合わせて以下では論文等という）の応募に適用する。

2. 内容

都市計画に関する計画、デザイン、分析、調査、事業等についての下記の条件を満たす、論文、論説、報告および質疑討論とそれに対する回答討論とする。これらは、まとまった結論を明示しており、独立性・完結性を有する未発表のものでなければならない。また論文、論説、報告については、「何らかの新規かつ独自の知的な貢献」を有したものでなければならない。ただし、第3項に記載するもので、本会論文用に内容、構成等をまとめ直した場合は、既発表のものでも差し支えない。和文を原則とするが、英文での投稿も受け付ける。なお、採用された質疑討論に関しては、学術委員会から論文等の著者に対して回答討論の執筆を依頼する。

論文：独創性を有する理論的または実証的な研究の論文で、目的・方法・手段・結論等が明示されているもの。

論説：独創性を有する論説で、前提・論理展開・結論等が明示されており、学術的な議論の対象としての意義が認められるもの。

報告：特色のある計画・デザイン・調査・事業等の報告で、新しい知見を含むと認められるもの。事例報告および調査報告に分類される。

事例報告：特色のある計画・デザイン・事業等に関する報告で、目的・視点・事例内容・結論等が客観的に明示されており、都市計画に関する新規かつ独自の知的貢献を有するもの。

調査報告：特色のある調査に関する報告で、目的・対象・方法・結果等が客観的に明示されており、都市計画に関する新規かつ独自の情報を提供するもの。

質疑討論：過去3ヶ月以内に掲載された論文、論説、報告に関する質疑討論。

回答討論：質疑討論に対する論文等の著者による回答。

3. 既発表であっても応募できる範囲

著者（共同著者を含む）が著作権を有する、あるいは著作権者から書面による許可を得ている等、応募に際して支障のないものであり、かつ、下記の2項目の少なくとも1つに該当するもの。

1) 発表にあたって内容に関する全文審査を経っていないもの（但し、学術書等の全部もしくは一部として既刊のものを除く）。

2) 部内発表されたもの

例えば、以下の通り。

- (1) 都市計画報告集に発表したもの。
- (2) 速報、資料、試論、ノート等として雑誌等に発表したもの。
- (3) シンポジウム、研究発表会、国際会議等で梗概、資料、ポスター等として発表したもの。
- (4) 大学等紀要、ディスカッションペーパー、研究所報、企業技報等で部内発表したもの。
- (5) 国、自治体、企業、団体からの委託研究の成果報告書。
- (6) 卒業論文、修士論文、博士論文、授業の成果物として大学等で部内発表したもの。

4. 重複応募の禁止

同一の論文等を、本会あるいは他学会等の複数の論文集等（内容について全文審査を経るもの）に同時に投稿すること、即ち「重複応募」は認めない。この場合、「同一の論文等」とは「使用言語の如何にかかわらず、論文の新規かつ独自の知的な貢献として提示されている重要な構成要素（論文の目的、方法、データ解析の結果、図表、論証、結論等）が大幅に重複する論文」を指している。

5. 連続する論文等の応募の禁止

論文等は、独立性を有し、完結性の高いものであることが前提であるので、論文題目に「その1」「その2」等とつけるのは禁止する。

6. 応募資格

第1次審査用原稿投稿時にすでに著者全員が本会個人会員であること（継続教育連携会員を除く）。

7. 原稿の執筆**1) 第1次審査用原稿**

論文等の第1次審査用原稿は、本規程および「第1次審査用原稿執筆要領」にしたがって執筆されなければならない。

2) 最終原稿

採用となった論文等の最終原稿は、「最終原稿作成要領」にしたがって執筆されなければならない。

3) 論文等の頁数の限度

発表会論文については6枚以内とし、超過頁は認めない。また、一般研究論文については6枚までを標準とし、最大12枚までとする。質疑討論および質疑討論に対する回答討論については2枚までとし、いずれも超過頁は認めない。

- 4) 最終原稿の修正の禁止
採用決定後の原稿の修正は認めない。

8. 原稿の投稿

- 1) 発表会論文および質疑討論の原稿の投稿は、当該年度における「学術研究論文発表会論文および質疑討論応募要領」の定めるところによるものとする。
- 2) 一般研究論文および質疑討論の原稿の投稿は、「一般研究論文および質疑討論応募要領」の定めるところによるものとする。
- 3) 同時に複数の論文等を投稿する場合の条件は、応募要領の応募資格に定める。
- 4) 投稿された原稿は、本規程および要領等に照らした形式確認を経て、受理、不受理を決定し、その結果を著者に通知する。形式確認の結果が不受理の場合で、著者がその不受理理由を妥当しないと考えた場合には、その理由を明記した文書を作成し、不受理通知発送日より2週間以内(必着)に郵送にて学術委員会委員長あてに再確認の申し出をすることができる。

9. 論文等の採否

- 1) 論文等の採否は、別途定める「審査内規」に基づいて学術委員会が決定し、著者に通知する(英文論文の場合でも通知書は日本語で記述する)。ただし、質疑討論に対する回答討論については登載上の形式に関する修正依頼を除き、審査を行わないものとする。
- 2) 論文等の審査分野は著者による申請とし、論文の場合には、下記の1~12の分野のうちいずれかとし、論説、事例報告、調査報告の場合には、下記の「13. 計画・デザイン・事業に関する論説、事例報告、調査報告」とする。

| 【審査分野】 | |
|--------|----------------------------------|
| 論文 | 第1分野：都市論・都市計画論・都市計画史 |
| | 第2分野：国土計画・地域計画・農村計画 |
| | 第3分野：都市基本計画・都市総合計画 |
| | 第4分野：市街地整備・住環境 |
| | 第5分野：防災・環境問題 |
| | 第6分野：交通計画 |
| | 第7分野：緑地計画・観光レクリエーション |
| | 第8分野：景観・都市デザイン |
| | 第9分野：住宅問題・土地問題 |
| | 第10分野：行政・制度・参加・教育 |
| | 第11分野：都市解析・地域解析・調査分析論 |
| | 第12分野：その他 |
| 論説報告 | 第13分野：計画・デザイン・事業に関する論説、事例報告、調査報告 |

- 3) 論文等についての採否の判定基準は以下のとおりとする。
 - (1) 研究の位置づけの適切性
 - (2) 問題意識・課題設定の適切性
 - (3) 問題意識の明確さ、着眼点の面白さ(13分野の「論説」で重視)

- (4) 使用した概念や方法の独創性・適切性
- (5) 論旨・論拠の妥当性・明確性、用いた方法と結果の信頼性、論証の適切性
- (6) 論拠とするデータ等の信頼性(1~12分野で重視)
- (7) 論文構成上のバランス
- (8) まとまりのある論文としての完結性・独立性
- (9) 論文題目の適切性
- (10) 表現・用語、関連文献引用等の適切性
- (11) 図表等の表現の適切性
- (12) 得られた結論の明確性・有用性
- (13) 得られた結論の新規性・独創性(1~12分野で重視)
- (14) 結論や提案の独創性・適時性・先駆性(13分野の「論説」で重視)、新規性・先駆性・適時性・緊急性(13分野の「事例報告」で重視)、知見の独自性・適時性・緊急性(13分野の「調査報告」で重視)

ただし、第13分野では、海外などを含む計画・デザイン・事業に関する論説や事例・調査の報告であることを考慮し、その結果が都市計画上有益な情報であることを積極的に評価して審査する。

「論説」：着眼点の面白さや問題意識の明確さ、結論や提案の独創性・適時性・先駆性があること。

「事例報告」：単なる表層的な報告ではなく、当該事例に関して一般には知られていない都市計画上の新しい知見を含み、先駆性・適時性・緊急性等があること。

「調査報告」：とりあげる調査内容に独自性・緊急性・適時性等が認められること。

- 4) 内容の訂正などを指摘された原稿については、一般研究論文、質疑討論では本会発送日より3ヶ月以内(必着)に改訂原稿が投稿されない場合、審査を終了する。また、発表会論文では当該年度の「学術研究論文発表会論文および質疑討論応募要領」等にしよう。
- 5) 内容の訂正に際して、著者は修正要求・修正希望に指摘された事項に適切に対応するものとするが、指摘の範囲以外の修正をすることは原則としてできない。ただし、修正依頼部分への対応で、やむを得ず他の部分を圧縮する等を行うことは可能であるが、このことを回答文書で明記しなければならない。圧縮等が不適切と判断される場合は不採用とする。
- 6) 質疑討論に対する回答討論の投稿期限は、著者に回答討論を依頼した日より1ヶ月以内(必着)とする。期限内に回答討論が提出されなかった場合は、学術委員会名でその事を明記したうえで質疑討論のみを登載する。
- 7) 審査の結果が「不採用」の場合で、その不採用理由に対して、論文等の著者が明らかに不当と考えた場合には、その理由を明記した文書を作成し、不採用通知

発送日より4週間以内(必着)に郵送にて学術委員会
委員長あてに異議申し立てをすることができる。

学会ウェブページ <http://www.cpij.or.jp/>

10. その他

公表: 審査の結果、「採用」となった論文等は、発表会論文については当該年度の「都市計画論文集 Vol.** No.3」に掲載し、一般研究論文については「都市計画論文集 Vol.** No.1 または 2」に順次掲載する。独立行政法人科学技術振興機構が運営する科学技術情報発信・流通総合システム電子ジャーナル (J-STAGE) にも公開する。なお質疑討論と回答討論は原則として「都市計画論文集」に同時に公表する。

カラー頁: 論文等の採否の決定は、郵送投稿原稿紙面によって行う。採用となった論文等にカラー図表を含む頁(カラー頁)がある場合には、都市計画論文集 CD-ROM にカラーで、冊子都市計画論文集にはモノクロで掲載される。また有償にて、投稿時に冊子都市計画論文集カラー頁の追加掲載の有無を選択することができる。

審査料: 論文等の審査料として 10,800 円(税込)を徴収する。ただし、回答討論については徴収しない。

掲載料: 発表会論文については、掲載料として 32,400 円(税込)を徴収する。一般研究論文については、6 頁まで 32,400 円(税込)を標準とし、追加 1 頁毎 5,400 円(税込)を徴収する。ただし、回答討論については徴収しない。

冊子都市計画論文集カラー頁掲載料: 掲載料と別に 1 頁あたり 86,400 円(税込)を徴収する。ただし、回答討論についてはカラー頁の使用が不可欠であると学術委員会が判断した場合には徴収しない。

著作権: 論文等の著作権は、本会著作権規程にしたがい、最終原稿が投稿された時点から原則として本会に帰属するものとする。

発表: 発表会論文は、学術研究論文発表会において必ず口頭で発表しなければならない。発表登録者以外の代理発表は原則として認めない。発表言語は日本語とするが、英文論文の場合は英語を用いても良い。発表機材は、液晶プロジェクタを介したものとする。

表彰: 当該年に公表された、学術研究論文発表会論文および一般研究論文に限定し、優れた内容の論文を表彰する。

抜刷: 論文等の抜刷は有料にて頒布する。

送付先: 論文等および各種文書は、下記宛に送付する。

〒102-0082

東京都千代田区一番町 10 一番町ウエストビル 6 階
日本都市計画学会 学術委員会

1993.04.01 決定
1994.04.12 改定
1994.11.22 "
1997.04.04 "
2000.02.29 "
2001.01.23 "
2002.01.15 "
2003.01.24 "
2004.01.06 "
2005.02.28 "
2006.03.03 "
2007.03.01 "
2009.03.01 "
2010.03.01 "
2011.03.01 "
2012.03.01 "
2014.03.01 "

11. 附則

本規程は 2014 年 3 月 1 日より実施する。